

R1 課題読みの仕方

(設計課題 夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅)

課題読みは、要求事項の落ちが無いように、3回(①~③)のチェックで素早く正しく読む(チェック例は下記参照)。

① 最初に赤ボールペンで1回で読み切る

試験開始での課題読みは「赤ボールペン」で1回で読み切る(2回目、3回目にマーカーチェックするため最初は赤ボールペンが良い)。課題読みは重要なので、受験者には、2回読みする方もいるが、これは時間短縮と真剣に読み切ることへの弊害となるので、試験開始後の課題読みは真剣に1回で読み切る癖をつけたほうが良い。

② エスキス終了後に黄色マーカーで2回目チェック

エスキスが終了した段階で、黄色マーカーを使い2回目のチェックをする。試験で重要なことは、課題の要求事項で落ちがないことであるので、エスキス終了後に全ての要求事項の落ちがないことを、エスキスと課題とを見比べながら、黄色マーカーをして確認する。⇒課題の落ちは不合格となる。

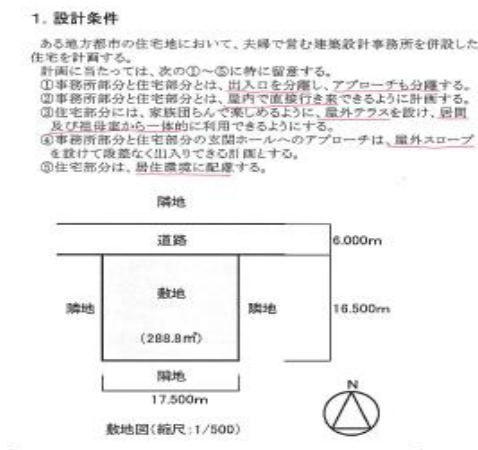
③ 作図終了後に赤マーカーで3回目チェック

最終的に作図が終了した段階で、作図を見ながら、確実に課題要求事項が書かれているか、赤マーカーで最終(3回目)の課題チェックをする。黄色マーカーの上から赤マーカーをするので、確実に落ちがないことを確認できる。

⇒要求室の特記事項の書き忘れ(例えば椅子や机等)は、-1点となる。その-1点が、ランクIとランクIIの分かれ目となる場合もあるので、上記3回のチェックで書き忘れが一つも無いようにしたい。

① 最初に赤ボールペンで1回で読み切る

設計課題 夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅(木造2階建て)



- (6) 屋外施設等
- 屋外に下表のものを計画する。
- 屋外テラス
ア.建築物の南側に配置し、建築物に隣接させる。
イ.建築物内(居間および祖母室)から直接行き来できるようにする。
ウ.2.0m以上とし、直径2.5m以上の門が1つ入るスペースとする。
- エ.安全に配慮して手摺を設ける。
- 屋外スロープ
ア.勾配は1/12以下、有効幅員は1.200mm以上とし、滑り止を設ける場合は、幅員1.600mm以上とする。
- イスロップの下壁と土壌には、奥行1.500mm以上の平場を設ける。
なお、上階の平場は玄関ポーチと兼用してもよい。
ウ.安全に配慮して手摺を設ける。
- 駐車スペース
・事務所用1台分、住宅用1台分を設ける(高齢者に配慮し四方幅3.5m以上とする)。
・専務所用2台分、住宅用2台分を設ける。

- (1) 敷地
ア.形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
イ.第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
ウ.地べたの傾度は60%、建築物の傾度は20%である。
エ.地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
オ.電気、都市ガス、上下水道及び公共下水道は完備している。
- (2) 構造、階数、建築物の高さ等
ア.木造2階建てとする。
イ.建築物の高さの基準は10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
ウ.耐力壁(筋かい等)を設けた構造上有効な壁は、必要な量をバランスよく配置する。
- (3) 延べ面積
必ず160㎡以上、200㎡以上とする。
(床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外テラス、屋外駐車場スペース等は算入しないものとする。)
- (4) 家族構成
ア.祖母(70歳代)、夫婦(40歳代)、子ども1人(中学生)
イ.夫婦は共に建築士であり、夫婦で建築設計事務所を営んでいる。

(5) 要求室

下記の全ての項目、必ず指定された設置値に計画する。

部門	設置箇所	項目	設置値	特記事項	床面積
事務所部分	1階	玄関ホール(1)	下足入れを設ける。		居室
		事務室	イ.事務用の机を2台を設ける。 ウ.書架(幅1000mm×奥行800mm×高さ2000mm)を2台を設ける。 エ.コピー機(1200×900)を設ける。	16㎡以上	
		打合室	イ.建築設計机を2台を設ける。 ウ.コピー機(1200×900mm)を設ける。	居室	
		給湯室		居室	
		洗面所(1)	・洗面器、手洗及び鏡を設ける。	3㎡以上	
住宅部分	1階	玄関ホール(2)	下足入れを設ける。		居室
		居間	イ.1人又は2人用のもちよい。		
		食卓室	イ.食卓室に2人用テーブル(幅1200mm)を設ける。	3㎡以上	
		書斎	イ.書架に2人用テーブルを設ける。		
		祖母室	イ.洋座敷とし、2.5㎡、収納を設ける。	居室	
		新卒用打	イ.屋外テラスと直接行き来できるようにする。	居室	
		脱衣洗面室(1)		居室	
		洗面所(2)	・洗面器、手洗及び鏡を設ける。 イ.洋座敷とし、2.5㎡、鏡を設ける。	3㎡以上	
		夫婦室	イ.クローゼット(幅1200mm)を設ける。	居室	
		子供室	・洋座敷とし、2.5㎡、収納を設ける。	居室	
2階		浴室(1)		浴室	
		脱衣洗面室(2)		浴室	
		洗面所(3)		浴室	
		廊下		4㎡以上	
		計		4㎡以上	

注1)階の地下の有効幅員、幅員1.300mm以上とする。

2. 要求図書

ア.下表より、各事項の定められた内容に記入する(寸法等は、特記にのみ記入して記入してよい)。
イ.記入したの単位は、mmとする。なお、数量関係の項目は、4桁まで(部分詳細図(断面)はあっては、10桁)とする。
エ.クローゼットの収納のための幅員は、記入したものでよいとする。

要求図書()	内記要項	特記事項
(1) 階平面図	ア.1階平面図(床面積及び1階平面図の注、表のものも記入する)。 イ.階数の主要な柱位置。 エ.北向き	
(2) 階平面図	(1)階平面図(1)の注、表のものも記入する。 (2)「階平面図」は、断面図を設けた階面上有効な壁をいう。 イ.階平面図の壁位置及び方向。 イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.壁位置(柱位置と階数との関係)。 イ.階数から建築物へのアプローチ、屋外テラス、屋外駐車場、屋外スロープ、玄関ポーチ、門、階段等。 イ.階数から建築物への出入口には、▲印を付ける。 イ.部分詳細図(断面)の設置位置及び方向。 イ.北向き	
(3) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(4) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(5) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(6) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(7) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(8) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(9) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	
(10) 断面図	イ.1階平面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.階数の関係(1階平面図部分がある場合)。 イ.断面図(1)の注、表のものも記入する。 イ.北向き	

② エスキス終了後に黄色マーカで2回目チェック

2級R1 予備課題 2019年7月22日 建築（建築資格研究会）

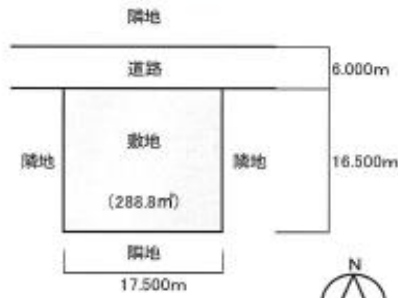
設計課題 夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅（木造2階建て）

1. 設計条件

ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。

計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意する。

- ①事務所部分と住宅部分とは、出入口を分離し、アプローチも分離する。
- ②事務所部分と住宅部分とは、屋内で直接行き来できるように計画する。
- ③住宅部分には、家族団らんでも楽しめるように、屋外テラスを設け、庭園及び給湯室から一体的に利用できるようにする。
- ④事務所部分と住宅部分の玄関ホールへのアプローチは、屋外スロープを設けて段差なく出入りできる計画とする。
- ⑤住宅部分は、居住環境に配慮する。



敷地図(縮尺:1/500)

(1) 敷地

- ア. 形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- イ. 第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ. 築ぺい率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- エ. 地形は平坦で、道路及び隣地との高低差はなく、地盤は良好である。
- オ. 電気、都市ガス、上水道及び公井下水道は完備している。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- ア. 木造2階建てとする。
- イ. 建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
- ウ. 耐力壁(筋かい等)を設けた構造上有効な壁は、必要な量をバランスよく配置する。

(3) 延べ面積

- 必ず「**160㎡以上、200㎡以下**」とする。
- (床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外テラス、屋外駐車スペース等は算入しないものとする。)

(4) 家族構成

- ア. 祖母(70歳代)、夫婦(40歳代)、子ども1人(中学生)
- イ. 夫婦は共に建築士であり、夫婦で建築設計事務所を営んでいる。

(5) 要求書

下記の全ての室は、必ず指定された設備等に計画する。

部門	設置階	室名	特記事項	床面積
事務所部分	1階	玄関ホール(1)	下足入れを設ける。 ア. 建築設計の事務所として利用する。 イ. 事務所用の 柱を設ける 。 ウ. タイル (幅2,000mm×奥行400mm×高さ2,000mm)を全面敷ける。 エ. コピー機 (1,300×900)を設ける。	適宜
		事務室	ア. カーペット (椅子4個)を設ける。 イ. 建築設計作品を展示する 。	28㎡以上
		打合せ室	ア. カーペット (椅子6個)を設ける。 イ. 建築設計作品を展示する 。	適宜
		給湯室	・ ヒートポンプ式 (幅1,500mm×奥行600mm)を設ける。	適宜
		使用(1)	・ 洋式トイレ 、 洗面 及び 手洗い を設ける。	3.0㎡以上
住宅部分	1階	玄関ホール(2)	下足入れを設ける。	適宜
		廊下	ア. 1層又は2層にわたるものでよい。 ウ. 廊下にはカーペット を設ける。	25㎡以上
		食事室	イ. 食事室には カーペット (椅子3個)を設ける。 ウ. リビングカーペット を設ける。	適宜
		給湯室	ア. 洋室とし、 ヒートポンプ を設ける。 イ. 屋外テラス を直接行き来できるようにする。	適宜
		居室(1)		適宜
		居住床部屋(1)		適宜
	使用(2)	・ 洋式トイレ 、 洗面 及び 手洗い を設ける。	3.0㎡以上	
	夫婦室	ア. 洋室とし、 ベッド 2枚、 収納 を設ける。 イ. リビングカーペット (3.0㎡以上)を設ける。	適宜	
	子ども室	・洋室とし、 ベッド 、 収納 、 机 、 椅子 を設ける。	適宜	
居室(2)		適宜		
居住床部屋(2)		適宜		
使用(3)		適宜		
納戸		4.0㎡以上		

注1: 1階の廊下の有効幅は、 $\phi=1.85\text{m}$ 以上とする。

(6) 屋外施設等

屋外に下表のものを計画する。

屋外テラス

- ア. 建築物の南側に配置し、建築物に隣接させる。
- イ. 建築物内(居間および祖母室)から直接行き来できるようにする。
- ウ. **20㎡以上**とし、**直径2.5m以上の門が1つ**入るスペースとする。
- エ. 安全に配置して手摺を設ける。

屋外スロープ

- ア. **勾配は1/12以下**、有効幅員は**1,200mm以上**とし、雨り溜を設ける場合は、**路幅1,600mm以上**とする。
- イ. スロープの**下端と上端**には、**奥行1,500mm以上**の平道を設ける。
なお、上端の平道は玄関ポーチと兼用してもよい。
- ウ. 安全に配慮して手摺を設ける。

駐車スペース

- ・事務所用1台分、住宅用1台分を設ける(高齢者に配慮し**両方幅3.5m以上**とする)。

駐輪スペース

- ・事務所用2台分、住宅用2台分を設ける。

2. 要求図書

- ア. 下表より、建築用途の室の求められた種類の記入する(付録は、特記にのみかたして記入してあり、)
- イ. 図面は黄鉛筆仕上げとする(定規を用いて)こと。
- ウ. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、管径規格の150mm、185mm(排水設備用(断面)において、100mm)である。
- エ. シックハウス対策のための換気設備設備等は、記入しなくてもよいものとする。

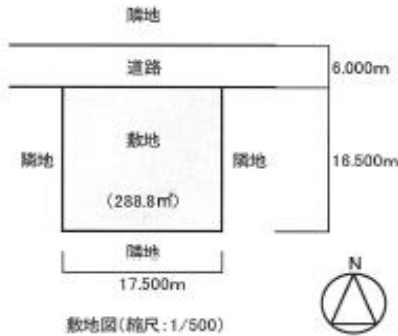
要求図書 (1)内仕要尺	特記事項
(1) 1階平面建築配置図(1/100)	ア. 1階平面建築配置図及び1階平面図(階段、次のものを記入する) ・建築物の 主要部分 は、 - 柱位置 等 イ. 耐力壁 (筋かい)で囲み、「耐力壁」には△を記入する。 (注)「耐力壁」とは、筋かい等を設けた構造上有効な壁をいう。 ・ 建築師の専任位置及び方向 エ. 1階平面図併記図面には、次のものを記入する。 ・ 建築師専任位置及び方向 ・ 道路から建築物へのアプローチ 、屋外テラス、屋外スロープ、屋外駐車スペース、駐輪スペース、門、柱納骨 ・ 道路からの道路沿地及び建築物への出入り には、▲印を付ける。 ・ 部分階層(階層)の方位位置及び方向 ・ 玄関ホール → 下足入れ ・ 事務室 → 事務用の机、机、椅子、コピー機 ・ 居室(食事室) → カーペット、椅子、ソファ 、 生活設備機器 (ガス調理台・コンロ台・食器洗浄機) ・ 納戸 → ハンガー、収納 ・ 居室(1) → 収納 ・ 居室(食事室) → 洗面台、浴室 ・ 使用(1) 及び 使用(2) → 洋式トイレ 、 洗面 、 手洗い ・ 屋外テラス → 直径2.5m以上の門 (両端に記す) ウ. 2階平面図(1/100)は、次のものを記入する。 ・ 1階平面図併記図面(1階平面図が有る場合) ・ 夫婦室 → ベッド2枚、収納、ワーキングデスク ・ 子ども室 → ベッド、収納、机、椅子 ・ 居室(2) → 収納 ・ 洗面室(浴室) → 洗面台、浴室 ・ 使用(2) → 洋式トイレ 、 洗面 、 手洗い
(2) 2階平面建築配置図(1/100)	ア. 主たる部分(専任) は、1階及び2階の管理、網屋、店舗、倉庫、車庫、事務室、住居、小規模な必要のないものについては、凡例の番号記号にしたがって記入し、断面寸法(小規模を除く)を 凡例欄 に記入する。ただし、主たる部分のうち、平面的又は立体的にその階層を異なるものに記入する。なお、柱、梁及び耐力壁は、記入しなくてよい。イ. 付録の付録に、構造用部材による階層とする場合には、柱、梁、桁を記入したうえで構造用部材の等級、断面形状などを併記する。ウ. その他必要に応じて用いた番号記号は、 凡例欄 に併記する。エ. 建築物の主要部分 を記入する。
(3) 立面図(1/100)	ア. 断面図となる。 イ. 建築物の最高の高さ を記入する。 ウ. 屋外テラス については、外壁が見える場合に記入する。
(4) 断面図(1/100)	ア. 断面図は、1階及び2階を含む部分とする。また、少なくとも1階・2階(いずれかの開口部を含む)のものとする。イ. 建築物の外壁 、内装壁、天井及び外装の図形がわかる程度のものとし、構造部材(梁、基礎等)については、記入しなくてよい。ウ. 建築物の構造 の高さ、軒高、層高、天井高、1階床高、基礎高さ、開口部の内径寸法及び土質が異なる場合は記入する。
(5) 部分階層図(断面)(1/20)	ア. 部分階層は、1階の管理階の外壁を含む部分とする。イ. 断面の幅は、基礎及び断面の部分(土質)の上端から高さ300mm以上とし、外壁の厚みから1,000mm以上とする。ウ. 主たる部分 を記入する。エ. 主たる部分(廊下) 、土台など必要のないものを断面図を記入する。オ. カーペット 及び 椅子 の名称・寸法を記入する。カ. 必要とされる部分(外壁、その他必要とされる部分)の 構造 ・ 設備 等を記入する。セ. 主要部分(外壁、内装、その他)に 寸法 を記入する。
(6) 設備表	ア. 建築設備、非常備及び防災設備を記入する。 イ. 建築設備 及び 非常備 については、 計量式 を記入する。 ウ. 設備の設備 、 仕様 を 寸法 で記入し、 構造式 又は 併記 する。
(7) 計画の概説書	・ 建築物及び設備 の計画に関する次の①～④について、具体的に記述する。 ① 建築物の概要 について、工実したこと ② 建築物の外装 について、工実したこと ③ 打ち合わせ の経緯及び 設計 の留意点について、工実したこと ④ 建築師の専任 について、工実したこと

③ 作図終了後に赤マーカーで3回目チェック

設計課題 夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅(木造2階建て)

1. 設計条件

- ある地方都市の住宅地において、夫婦で営む建築設計事務所を併設した住宅を計画する。
- 計画に当たっては、次の①～⑤に特に留意する。
- ①事務所部分と住宅部分とは、出入口を分離し、アプローチも分離する。
 - ②事務所部分と住宅部分とは、屋内で直接行き来できるように計画する。
 - ③住宅部分には、家族団らんを楽しめるように、屋外テラスを設け、居間及び粗屋から一体的に利用できるようにする。
 - ④事務所部分と住宅部分の玄関ホールへのアプローチは、屋外スロープを設けて段差なく入り出ることができる計画とする。
 - ⑤住宅部分は、居住環境に配慮する。



(1) 敷地

- ア.形状、道路との関係、方位等は、下図のとおりである。
- イ.第一種住居地域内にあり、防火・準防火地域の指定はない。
- ウ.建ぺい率の限度は60%、容積率の限度は200%である。
- エ.地形は平坦で、道路及び降地との高低差はなく、地盤は良好である。
- オ.電気、都市ガス、上水道及び公共有水道は完備している。

(2) 構造、階数、建築物の高さ等

- ア.木造2階建てとする。
- イ.建築物の最高の高さは10m以下、かつ、軒の高さは7m以下とする。
- ウ.耐力壁(筋かい)等を設けた構造上有効な壁は、必要な量をバランスよく配置する。

(3) 延べ面積

- 必ず160㎡以上、200㎡以下とする。
- (床面積については、ピロティ、玄関ポーチ、屋外テラス、屋外駐車スペース等は算入しないものとする。)

(4) 家族構成

- ア.祖母(70歳代)、夫婦(40歳代)、子ども1人(中学生)
- イ.夫婦は共に建築士であり、夫婦で建築設計事務所を営んでいる。

(5) 要求書

下記の全ての要求は、必ず指定された設問に計画する。

部門	設問	名称	特記事項	床面積
事務所部分	1階	玄関ホール(1)	下見入れを設ける。	適宜
		事務室	ア.建築設計の執務室として利用する。 イ.執務用の家具を設ける。 ウ.窓幅1,200mm×奥行400mm×高さ1,000mm)を2台設ける。 エ.2面壁1機(1,200×900)を設ける。	16㎡以上
		待合室	ア.ベンチ(椅子)を設ける。 イ.建築設計作品を展示する。	適宜
		給湯室	・2面壁1機(1,500mm×奥行900mm)を設ける。	適宜
		事務所(1)	・書式整理、整理及び手帳整理を設ける。	2.5㎡以上
住宅部分	1階	玄関ホール(2)	下見入れを設ける。	適宜
		居間	ア.1階又は2階に設けてもよい。 イ.食事室にはベンチ(椅子)を設ける。 ウ.居間に2面壁1機を設ける。	16㎡以上
		粗屋	ア.扉をとし、ベンチ、収納を設ける。 イ.屋外テラスと直接行き来できるようにする。	適宜
		浴室(1)		適宜
		脱衣洗面室(1)		適宜
	2階	事務所(2)	・書式整理、整理及び手帳整理を設ける。	2.5㎡以上
		夫婦室	ア.扉をとし、ベンチを、収納を設ける。 イ.ウォークインクローゼット(10㎡以上)を設ける。	適宜
		子ども室	・扉をとし、ベンチ、収納、机、椅子を設ける。	適宜
		浴室(2)		適宜
		脱衣洗面室(2)		適宜
事務所(3)		適宜		
納戸		4㎡以上		

注1:1階の廊下の有効幅は、必ず1,200mm以上とする。

(6) 屋外施設等

- 屋外に下表のものを計画する。
- 屋外テラス
ア.建築物の南側に配置し、建築物に隣接させる。
イ.建築物内(居間および粗屋)から直接行き来できるようにする。
ウ.20㎡以上とし、直径2.5m以上の門が1つ入るスペースとする。
エ.安全に配慮して手摺を設ける。
- 屋外スロープ
ア.勾配は1/12以下、有効幅員は1,200mm以上とし、踊り場を設ける場合は、路幅1,500mm以上とする。
イ.スロープの下端と上端には、奥行1,500mm以上の平場を設ける。
なお、上端の平場は玄関ポーチと兼用してもよい。
ウ.安全に配慮して手摺を設ける。
- 駐車スペース
・事務所用3台分、住宅用1台分を設ける(高齢者に配慮し両方幅3.5m以上とする)。
・駐輪スペース
・事務所用2台分、住宅用2台分を設ける。

2. 要求図書

1. 下図より、普通用紙の定められた範囲内に記入する(寸法線は、内外にのみ記入してよい)。
2. 原図は製図機仕上げとする(定規を用いてもよい)。
3. 記入寸法の単位は、mmとする。なお、普通用紙の1目盛りは、4.8mm(部分詳細図(断面)にあっては、10mm)である。
4. シッチェス対称のための機械的複製等は、記入しなくてもよいものとする。

要求図書 1) 内は簡尺	特記事項
(1) 1階平面図 断面図(1/200)	ア.1階平面図断面図及び2階平面図には、次のものを記入する。 ・建築物の主要な柱 ・窓等 イ.1階平面図断面図には、次のものを記入する。 ・構造柱(柱脚と構造柱との位置) ・道路から建築物へのアプローチ、屋外テラス、屋外スロープ、屋外駐車スペース、駐輪スペース、門、階段等 ・道路から建築物及び建築物への出入口には、▲印を付す。 ・部分詳細図(断面)の主要な柱及び窓 ・玄関ホール…下見入れ ・事務所…執務用の机、ベンチ、収納、ベンチ ・居間・食事室・台所…ベンチ、椅子、クローゼット、2面壁(2面壁1機)及び、両面台・コンロ台・冷蔵庫等 ・粗屋…ベンチ、収納 ・浴室(1)…浴槽 ・脱衣洗面室(1)…洗面台、浴槽 ・事務所(1)及び事務所(2)…書式整理、手帳整理、整理 ・屋外テラス…直径2.5m以上の門(簡尺にて表示する) ウ.2階平面図には、次のものを記入する。 ・1階の主要な柱(断面図がある場合) ・夫婦室…ベンチ、収納、机、椅子、ウォークインクローゼット ・子ども室…ベンチ、収納、机、椅子 ・浴室(2)…浴槽 ・脱衣洗面室(2)…洗面台、浴槽 ・事務所(3)…書式整理、手帳整理
(2) 2階平面図 断面図(1/200)	ア.2階平面図(断面図)は、1階及び1階の壁、柱、小梁、大桁、棟木、桁、小梁など必要なものについては、凡例の表示記号にしたがって記入し、断面寸法(小梁を除く。)を凡例に記入する。ただし、主要材料のうち、主要材料は実寸法とし、その他断面寸法を概算上記入する。なお、壁太及び柱太は、記入しなくてもよい。イ.大桁の取付位置、構造用材による補強とする場合には、鋼筋、鉄骨、桁を記入し、大で構造用材の種類、断面の幅及び取付位置を併記する。 ウ.その他必要に応じて他の表示記号は、凡例に併記する。 エ.建築物の主要な柱を併記する。
(3) 立面図 断面図(1/200)	ア.立面図は、1階及び2階を計画とする。また、少なくとも1階・2階の開口部を含むものとする。 イ.建築物の外形、内装、床及び天井部の形状がわかる程度のものとし、構造材料(鋼筋、鉄骨等)については、記入しなくてもよい。 ウ.建築物の最高の高さ、軒高、高さ、1階床高、2階床高、開口部の内径寸法及び主要な柱等を記入する。
(4) 部分詳細図 (断面)(1/200)	ア.断面図は、1階の主要な柱の断面を含むものとする。 イ.内側の断面寸法、基礎及び床の部分(床の仕上げは高さ500mm以上)とし、主要な柱の中心間隔は500mm以上とする。 ウ.主要な柱の小梁等を記入する。 エ.主要な柱(基礎、土台など)の名称(名称)を併記する。 オ.ウォークインクローゼットの名称(寸法)を併記する。 カ.片見入に設ける部分(内装、その他必要と思われる部分)の名称、位置等を併記する。 キ.主要な部分(内装、内装、床)の仕上げ等を併記する。
(5) 図解表	ア.図解表は、床階数及び階ごとの図解表を記入する。 イ.図解表は、床階数及び階ごとの図解表を記入する。 ウ.図解表の名称は、小梁以下は「図解表」で、第3階以下は「図解表」で。
(6) 計画の要約表	・建築物及び建築用地の計画に関する図(1)～(5)について、具体的に記述する。 ①建築物の断面図について、工実したこと ②建築物の外形図について、工実したこと ③主要な柱の断面図について、工実したこと ④主要な柱の断面図について、工実したこと ⑤建築物の主要な柱(断面図)について、工実したこと